



つむぎだより No.46

＝年始の目標＝

令和六年の年明けは、1日に能登半島地震が、翌2日には羽田空港での飛行機の事故がと、心痛むスタートとなってしまいました。皆様の年始はいかがでしたでしょうか？

当法人は年末最終日に、しっかり大掃除をこなし、忘年会もにぎやかに実施。年始の業務は4日からで、コロナ欠勤者がいた昨年と違い、全員顔をそろえてのスタートとなりました。(一部風邪引きさんがいましたが)

そして毎年の事ですが、新年1回目の朝礼にて、スタッフに『今年の目標』を発表してもらいました。仕事の目標もあれば、プライベートの目標もありと様々でしたが、全員がそれぞれのゴールを目指して、たゆみなく過ごせたらいいなと思います。

追記：1月後半には鏡開後のお餅を使って、『ぜんざい』を炊き、みんなで美味しくいただきました。気持ちも、お腹も充たされました！！ (川東)

1、令和6年4月以降の労働者募集に関する注意点

◆明示すべき労働条件が追加されます

令和6年4月より、労働契約の締結時や有期労働契約の更新時に明示すべき労働条件として、『就業場所』、『業務の変更の範囲』が追加される等の改正が、施行されます。既に、この改正に対応した労働条件通知書等のフォーマットが、厚生労働省ホームページで示されています。

この追加される明示すべき労働条件は、「求人への申込みの際」にも明示しなければならないので、注意が必要です。

◆具体的には？

『就業場所』として、「雇入れ直後」のものとして「変更の範囲」を、求人広告等に記載することとなります。『業務の変更の範囲』についても同様です。

さらに、有期労働契約を締結する場合には「通算契約期間」または「更新回数の上限」を含む『有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項』を、明示しなければなりません。

◆『変更の範囲』はどこまで想定して書けばよい？

特に正社員の場合、契約期間が長くなるため、営業所や部署が新設される可能性などを考慮するタイミングがありませんが、厚生労働省のQ&Aでは「募集等の時点で具体的に想定されていないものを含める必要はありません」とされています。

◆書ききれない場合はどうする？

求人広告などの限られたスペース内に書ききれない場合は、「詳細は面談時にお伝えします」などとしておき、一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、すべての労働条件を明示する必要があります。

これを機に、労働契約書のひな型の見直しもお願いします。

【厚生労働省「令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html



＝季節のコラム＝

2月14日はヴァレンタインデー。チョコレートを使った様々なスイーツが売られていますね。

近年『飲むチョコレート』に人気があるとか。とはいえ、もともと原産地の中南米では、約5000年前からチョコレートは「飲み物」でした。カカオ豆の粉を水や湯に溶かし、香辛料やバニラを入れたカカオ・ペーストは、上流階級の嗜好品であり強壮剤でした。大航海時代の16世紀に、スペインからヨーロッパに広まったとき、高価な香辛料より、砂糖やミルクを入れるようになります。日本でも18世紀末に長崎の遊女が、「しよくらあと六つ」を買ったという記録があるそうです。

『飲むチョコレート』は、ココアよりも香りをダイレクトに感じられ、固形より苦みが和らぐのだそうです。(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

2、労働災害の増加とその傾向

◆労災の半数は第三次産業で発生

「労災」と聞くと製造業や建設業を思い浮かべる方が多いかもしれませんが、令和4年の労災(死亡災害および休業4日以上の死傷災害)の半数以上は、第三次産業で起こったものでした。

第三次産業の中でも、特に労災が増えているのが社会福祉施設での転倒や腰痛等(動作の反動・無理な動作)で、平成29年と比較して46.3ポイント(8,738件→12,780件)も増加しています。また、景気の回復を反映して需要が伸びた「接客・娯楽業」や、高齢者の就労割合が多い「警備業」でも、労災は増加しています。

◆増えている「転倒」

全業種合計では、「転倒」による事故が最多で、令和3年の33,672件から35,295件と約1,600件も増加しています。特に「警備業」では、労災事故の41.4%が転倒によるものとなっています。

これから1年で一番寒い時期を迎えます。寒さで身体が固くなりやすく、転倒や腰痛による災害が起きやすいので、ご注意ください。

◆職場の安全管理は事業主の責任

労災が続く、あるいは重大な災害が起きた場合には、労働基準監督署の調査が入ることになります。調査対応はもちろんですが、そもそも事故のない職場にできるよう、安全対策やルール作りを進めたいですね。

厚生労働省は「職場のあんぜんサイト」として、事故事例や各種教材、ツールを公開していますので、ぜひご参考ください。

【厚生労働省「職場の安全サイト」～労働災害統計確定値(令和4年分)】

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.html>



3、今月のおすすめ本

今月は「田坂広志 人類の未来を語る」(田坂広志/光文社)をご紹介します。

この著者の書籍は、普段モヤモヤしていることを言語化してくれるので、他の著作もおすすめです。

この本では、未来について「具体的な予測」はできないが、「大局的な予見」はできる。そのために有効な方法が、「ヘーゲルの弁証法」である、と書かれています。

この弁証法には5つの法則があり、特に役に立つのは「『螺旋的プロセス』による発展の法則」。螺旋階段を登っていく人を横から見ると、上に登っていく(進歩や進化)ように見えますが、この人を上から見ると、

元の位置に戻って来る(復活や復古)ように見える、という法則です。つまり「古く懐かしいものが、新たな価値を伴って復活してくる」ということです。

AI、遺伝子工学、資本主義、民主主義、宗教、科学、アート等、様々なテーマでの未来論です。

ぜひ、読んでみて下さい。(川端)

